

環境影響評価準備書の審査書

事業名		横川正木ウインドファーム	
事業者名		株式会社ガイアパワー	
事業実施区域		位置: 愛媛県宇和島市津島町横川、南宇和郡愛南町正木 主な地区: 横川山国有林、山出山国有林 対象事業実施区域: 約116ha 改変面積: 約9.1ha [内訳] ・風車ヤード: 約2.0ha(風車10基) ・変電設備: 約0.1ha ・管理事務所: 約0.1ha ・管理用道路: 約6.8ha(うち約3.5haは工事終了後に緑化)	
事業特性	事業の内容	風力発電所設置事業(陸上) 発電所の出力 最大25,000kW程度(定格出力2,500kW級 風力発電機を10基設置) 発電機の概要 ・ブレード枚数: 3枚 ・ローター直径: 100m ・ローター中心までの地上高(ハブ高): 79m	
	工事の内容	①工事期間 工事開始時期: 平成30年7月(予定) 試運転開始時期: 平成32年8月(予定) 運転開始時期: 平成33年3月(予定) ②工事工程 造成工事: 約25ヶ月 基礎工事: 約18ヶ月 運送・組立工事: 約6ヶ月 舗装: 約5ヶ月 試運転: 約7ヶ月	
地予域測特・性評・価環結境果保全措置・	大気質	1. 現況	対象事業実施区域の周辺の愛媛県内に設置されている一般環境大気測定局は4局、自動車排出ガス測定局は1局が存在する。 測定局の各測定項目と環境基準達成状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は、測定を行っている測定局では環境基準を満足している。一方、光化学オキシダント、微小粒子状物質は、両測定局で測定を行っており、ともに環境基準を達成していない。 大気環境中の有害汚染物質について、平成26年度の調査結果は、対象事業実施区域及びその周囲では、南予地方局(対象事業実施区域から約19km)において測定を行っており、環境基準が定められている4物質は環境基準を満足している。 ダイオキシン類について、平成26年度の調査結果、特別養護老人ホーム光来園(対象事業実施区域から約16km)において測定を行っており、環境基準を満足している。
		2. 環境保全措置	・工事関係者の通勤においては、乗り合い輸送の促進により、通勤車両台数の低減を図る。 ・事前に工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数を低減。 ・周辺道路の交通量を勘案し、可能な限りピーク時を避けるよう調整する。 ・急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等のエコドライブを徹底する。 ・工事用資材や土砂等の運搬車両は、適正な積載量及び運行速度により運搬する。 ・工事関係車両の出場時の適宜タイヤ洗浄を行う。 ・工事搬入路の散水または清掃を必要に応じて実施する。 ・定期的に会議等を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。
		3. 予測・評価	工事用資材等の搬出入に伴う窒素酸化物(二酸化窒素に変換)による寄与率は、予測地点①平蓬地区は6.7%、②犬除地区は8.7%程度であるが、環境基準を満足している。 事業実施に際しては、通勤車両台数の低減、建設工事のピーク時の台数を低減、可能な限りピーク時を避けるよう調整、エコドライブの徹底、などの環境保全措置を講じる。 以上のことから、工事用資材等の搬出入に伴う窒素酸化物への影響は実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。 工事用資材等の搬出入に伴う降下ばいじん量の測定結果は、最大5.9t/km ² /月であるが、適正な積載量及び運行速度により運搬する、適宜タイヤ洗浄を行う、事搬入路の散水または清掃を必要に応じて実施する等の環境保全措置を講じることにより、工事用資材等の搬出入に伴う粉じん等への環境は小さいものと考えられ、実行可能な範囲内で低減されるものと評価する。

騒音及び超低周波音	1. 現況	<p>○騒音</p> <p>①一般環境騒音の状況 対象事業実施区域及びその周辺における宇和島市、愛南町においては、一般環境騒音に係る公表された測定結果はない。対象事業実施区域から最寄りでは、高知県宿毛市で測定している。</p> <p>②道路交通騒音の状況 対象事業実施区域及びその周辺においては、宇和島市で2地点測定している。</p>
	2. 環境保全措置	<p><工事の実施(騒音)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事関係者の通勤においては、乗り合い輸送の促進により、通勤車両台数の低減を図る。 ・工事工程等の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数を低減。 ・周辺道路の交通量を勘案し、可能な限りピーク時を避けるよう調整する。 ・急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、道路交通騒音の低減に努める。 ・定期的に会議等を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。 <p><施設の稼働(騒音及び超低周波音)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の配置位置を可能な限り住居から離隔する。 ・風力発電機の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努め、騒音及び超低周波音の原因となる異音等の発生を低減する。
	3. 予測・評価	<p><工事の実施></p> <p>予測地点①平落地区における騒音レベルの増加量は現状に比べて2デシベル、予測地点②犬除地区における騒音レベルの増加量は6～7デシベルであるが、通勤車両台数の低減、建設工事のピーク時の台数を低減、可能な限りピーク時を避けるよう調整、道路交通騒音の低減、などの環境保全措置を講じることにより、工所用資材等の搬出入に伴う騒音が周囲の生活環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <p><施設の稼働(騒音)></p> <p>施設の稼働に伴う将来の等価騒音レベルの増加量は、冬季、春季とも0デシベル、また、残留騒音レベルの増加量は冬季、春季とも最大で1デシベルである。事業実施に際しては、風力発電機の配置位置を可能な限り住居から離隔、風力発電機の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努め、騒音の原因となる異音等の発生を低減、などの環境保全措置を講じる。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴い発生する騒音が周囲の生活環境に及ぼす影響は小さいものと考えられ、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。</p> <p><施設の稼働(低周波音(超低周波音を含む))></p> <p>環境保全措置を講じることにより、施設の稼働に伴う将来のG特性音圧レベルはISO-7196に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である100デシベルを大きく下回ること、風力発電機の寄与は「建具のがたつきが始まるレベル」以下となること、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」の「よくわかる、不快な感じがしない」レベルを10デシベル程度下回ることより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。</p>
振動	1. 現況	対象事業実施区域及びその周辺における宇和島市、愛南町においては、環境振動の状況に係る公表された測定結果はない。
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係者の通勤においては、乗り合い輸送の促進により、通勤車両台数の低減を図る。 ・工事工程等の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数を低減。 ・周辺道路の交通量を勘案し、可能な限りピーク時を避けるよう調整する。 ・急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、道路交通振動の低減に努める。 ・定期的に会議等を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。
	3. 予測・評価	<p>事業実施に際しては、通勤車両台数の低減、建設工事のピーク時の台数を低減、可能な限りピーク時を避けるよう調整、道路交通騒音の低減、などの環境保全措置を講じる。</p> <p>工所用資材等の搬出入に伴う将来の振動レベルは、4～19デシベル増加するが、30デシベル未満～35デシベルであり、人体の振動感覚閾値55デシベルを下回っている。</p> <p>以上のことから、工所用資材等の搬出入に伴う振動が周囲の生活環境に及ぼす影響は小さいと考えられ、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。</p>

水質	1. 現況	<p>①河川 愛媛県内の公共用水域について、平成 26 年度は 218 地点で水質調査が行われている。対象事業実施区域及びその周囲における調査地点は、平成26年度に岩松川流域の三島、清重橋下流において測定が実施されている。 これらの河川について、環境基準(AA類型)と比較すると2 地点ともに水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)は環境基準を適合しているが、溶存酸素量(DO)、大腸菌群数は環境基準に適合していない。 対象事業実施区域及びその周囲の河川における健康項目の水質測定結果は、すべての項目で環境基準に適合している。</p> <p>②地下水の水質 愛媛県における平成 26 年度の地下水の水質調査は、継続監視調査を 71 地点、概況調査を 345 地点で実施している。対象事業実施区域及びその周囲における継続監視地名は宇和島市の剛、裡町、愛南町の須ノ川において測定が実施されている。概況調査地名は宇和島市の津島町浦知において測定が実施されている。 継続監視結果は、環境基準を下回っている。概況調査については、1-2-ジクロロエチレン、ふっ素は環境基準に適合していない。</p> <p>③その他の水に係る環境の状況 宇和島市では、「水質汚濁防止法」に基づく施設数は、排水量50 m3/日以上が10、排水量 50 m3/日未満が 471、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律第 110 号)に基づく施設数は排水量 50 m3/日以上が 7、排水量 50 m3/日未満が 3 となっている。 愛南町は、「水質汚濁防止法」に基づく施設数は、排水量 50 m3/日以上が 9、排水量 50 m3/日未満が 99、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく施設数は排水量 50 m3/日以上が 3、排水量 50 m3/日未満が 2 となっている。</p>
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の地形を考慮し、可能な限り伐採及び土地造成面積を小さくする。 ・ 造成工事に当たっては、沈砂池工事を先行し、開発による流出水増加に対処し、降雨時における土砂の流出による濁水の発生を防止する。 ・ 適切な場所に土砂流出防止柵を設置する。
	3. 予測・評価	<p>水の濁りに係る水質の調査結果、5箇所の水質調査地点において、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定がされていないが、参考までに A 類型の環境基準値(25mg/L)と比較すると、浮遊物質量は全地点1mg/L 未満であり、全季節、全地点においてこの基準値を下回っている。 事業実施に際しては、可能な限り伐採及び土地造成面積を小さくする、降雨時における土砂の流出による濁水の発生を防止、適切な場所に土砂流出防止柵を設置、などの環境保全措置を講じる。 以上のことから、造成等の施工による一時的な影響に伴う水の濁りに関する環境影響が周辺の水環境に及ぼす影響は小さいものと考えられることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。</p>
(猛禽類、バード)	1. 現況	<p>(1) 動物の重要な種 哺乳類 4 種、鳥類 71 種、爬虫類 7 種、両生類 8 種、昆虫類 90 種、魚類 12 種及び底生動物 22 種の合計 214 種が確認されている。 哺乳類は、ツキノワグマ、ホンドモモンガと国の天然記念物に指定されているヤマネ、特別天然記念物に指定されているニホンカワウソがあげられるが、ニホンカワウソについては 1979 年以来目撃例が無く、2012 年に絶滅種に指定された。 鳥類は、クロツラヘラサギ、クロトキ、ヒシクイ、ミサゴ、オオタカ、ツミ、サシバ、クマタカ、ブッポウソウ、ヤイロチョウ、サンショウクイ、ホオアカ等の 71 種であり、このうちコウノトリ、オオタカ、クマタカ、ハヤブサ、ヤイロチョウについては国内希少野生動植物種、ナベヅル、マナヅル、コアジサシについては国際希少野生動植物種に指定されており、ヒシクイ、カラスバト、カンムリウミスズメは天然記念物に、コウノトリは特別天然記念物にも指定されている。 爬虫類は、アオウミガメ、スッポン、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ、マムシの 7 種であり、アオウミガメは国際希少野生動植物種に指定されている。両生類は、カスミサンショウウオ、コガタブチサンショウウオ、インヅチサンショウウオ、イモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエルの 8 種があげられる。 昆虫類は、コフキヒメイトトンボ、オオイトトンボ、ネアカヨシヤンマ、アオヤンマ、ハネビロエトトンボ、ベッコウトンボ、キトンボ、ヒメイトアメンボ、キノココミムシ、オオミズスマシ、ヤマトモンシデムシ、ヨツボシカミキリ、タイワンツバメシジミ等の 90 種。魚類はオオウナギ、ウグイ、アカザ、アマゴ、シロウオ、ヒモハゼ、クボハゼ等の 12 種。 底生動物はフネアマガイ、ヘナタリガイ、カワグテツボ、ミズゴマツボ、ウネムシロ、キヌカツギハマシイノミガイ、イソシジミ、ヒラテテナガエビ、クロベンケイガニ等の 22 種があげられる。</p> <p>(2) 注目すべき生息地 文献その他の資料調査によると、対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき生息地として、旧津島町、旧城辺町及び旧一本松町において、爬虫類、両生類についての分布情報はない。昆虫については旧城辺町においてハゲロトンボ、ムカシトンボ、ハルゼミの 3 種が確認されているが、正確な分布位置は不明である。</p>

ストライク含む 動物	2. 環境保全措置	<p><工事の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採は極力行わず、改変面積、切土量の削工事に当たっては、可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。 ・対象事業実施区域内の搬入路を関係車両が通行する際は、十分に減速し、動物が接触する事故を未然に防止する。 ・改変部分では必要に応じて土堤や素掘側溝を設置することにより濁水流出を防止する。 ・風力発電機や搬入路の建設の際に掘削される土砂等に関しては、土砂流出防止柵や浸透柵等を設置することにより流出を防止し、必要以上の土地の改変を抑える。 ・改変区域外への工事関係者の必要以上の立ち入りを制限する。 ・工事中は定期的に会議を実施し、環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。 <p><土地又は工作物の存在及び供用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・構内配電線は既存道路沿いに極力地中埋設することとし、新設される管理道においても極力地中埋設する。 ・道路脇等の排水施設は、落下後の這い出しが可能となるような設計を極力採用し、動物の生息環境の分断を低減する。 ・鳥類や昆虫類が夜間に衝突・誘引する可能性を低減するため、ライトアップは行わない。
	3. 予測・評価	<p>事業実施に際して、上記に記載された環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による重要な種への一時的な影響、地形改変及び施設の使用、施設の稼働における重要な種への影響は、現時点において小さいものと考えられることから、実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価する。</p> <p>年間予測衝突数については定量的に算出した結果、鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る影響は小さいものと予測するが、当該予測には不確実性も伴っていると考えられるため、バードストライクの影響を確認するための事後調査を実施することとした。また、コウモリ類のブレード・タワー等への接近・接触に係る予測も不確実性を伴っていると考えられるため、バットストライクの影響を確認するための事後調査を実施することとしている。</p> <p>なお、これらの事後調査結果により著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導や助言を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしている。</p>
植物	1. 現況	<p>①重要な種及び植物群落</p> <p>国のレッドリスト掲載種は 118 種であり、ムラサキベニシダ等 5 種が絶滅危惧ⅠA 類 (GR)、タキミシダ、トキワパイカツツジ、ヒナラン等 16 種が絶滅危惧ⅠB 類 (EN)、デンジソウ、イワレンゲ、ヒメノボタン、スズハコベ、イズハハコ、オオミクリ、キンラン等 62 種が絶滅危惧Ⅱ類 (VU) である。また、県のレッドデータブック掲載種は 330 種である。ヒメノボタン、アサザ、ミズトラノオの 3 種が絶滅 (EX)、マツバラシ、オオクボシダ、タチバナ、ミシマサイコ、タヌキモ、シンジュガヤ等 50 種が絶滅危惧ⅠA 類 (GR)、ホウライシダ、カシワ、ハマカズラ、カリガネソウ、チョウジガマズミ、ヒメユリ等 86 種が絶滅危惧ⅠB 類 (EN)、ハナワラビ、アカウキグサ、コウホネ、ハマゼリ、キキョウ、ウシノシツペイ、クマガイソウ等 88 種が絶滅危惧Ⅱ類 (VU) に指定されている。</p> <p>②注目すべき生育地</p> <p>文献その他の資料調査によると、対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき生息地として、巨樹・巨木林の状況については篠山のスギ等があげられる。また対象事業実施区域が含まれる各市町の植物に関する天然記念物は、宇和島市では国指定の天然記念物が 1 件、県指定の天然記念物が 4 件、市指定の天然記念物が 7 件、愛南町では県指定の天然記念物が 2 件、町指定の天然記念物が 16 件登録されている。</p>
	2. 環境保全措置	<p><工事の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採は極力行わず、改変面積、切土量の削減に努める。また、地形を十分考慮し、造成を必要最小限にとどめる。 ・改変部分には必要に応じて土堤や素掘側溝を設置することにより濁水流出を防止する。 ・風力発電機や搬入路の建設の際に掘削される土砂等に関しては、土砂流出防止柵や浸透柵等を設置することにより流出を防止し、必要以上の土地の改変を抑える。 ・改変区域外への工事関係者の必要以上の立ち入りを制限する。 ・工事中は定期的に会議を実施し、環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。 <p><土地又は工作物の存在及び供用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・造成により生じた裸地部のうち、保守管理用地については緑化により地表面の保護と車両の通行確保を図る。それ以外の裸地部については、可能な限り造成時の表土を活用し、植生の早期回復に努める。 ・重要な種の生育環境の保全を基本とするが、計画上やむを得ない場合には対象事業実施区域周囲において、現在の生育地と同様な環境に移植するといった方策を含め、個体群の保全に努める。移植を検討する際には、移植方法及び移植先の選定等について専門家等の助言を得る。

	3. 予測・評価	事業実施に際して、上記に記載された環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による重要な種及び群落への一時的な影響並びに地形改変及び施設の存在による重要な種及び重要な群落への影響は、実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価する。
生態系	1. 現況	対象事業実施区域及びその周囲は、森林環境であるスギ・ヒノキ植林とシイ・カン二次林によって大部分が占められ、そのほか伐採跡低木群落が小面積で分布している。これらのことから対象事業実施区域周囲の生態系は、多くを占める森林環境を基盤として成立しているものと推測される。 森林環境においては、スギ・ヒノキ植林や広葉樹林等に生育する植物を生産者として、 第一次消費者：バッタ類やチョウ類等の草食性の昆虫類、ノウサギ等の草食性の哺乳類 第二次消費者：トンボ類やオサムシ類等の肉食性昆虫類等 第三次消費者：カラ類やキツツキ類等の雑食性鳥類、カエル類やトカゲ類等の爬虫類・両生類 第四次消費者：ヤマカガシ等の爬虫類 これらを餌とする最上位の消費者：クマタカ、ノスリ等の猛禽類やタヌキ、キツネ、テン等の雑食・肉食性哺乳類 草食性大型哺乳類としてニホンジカが上位消費者
	2. 環境保全措置	<工事の実施> ・風力発電機及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採は極力行わず、改変面積、切土量の削減に努める。また、地形を十分考慮し、造成を必要最小限にとどめる。また、地形を十分考慮し、造成を必要最小限にとどめる。 ・工事に当たっては、可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。 ・対象事業実施区域内の搬入路を関係車両が通行する際は、十分に減速し、動物が接触する事故を未然に防止する。 ・改変部分では必要に応じて土堤や素掘側溝を設置することにより濁水流出を防止する。 ・風力発電機や搬入路の建設の際に掘削される土砂等に関しては、土砂流出防止柵や浸透柵等を設置することにより流出を防止し、必要以上の土地の改変を抑える。 ・改変区域外への工事関係者の必要以上の立ち入りを制限する。 ・工事中は定期的に会議を実施し、環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。 <土地又は工作物の存在及び供用> ・構内配電線は既存道路沿いに極力地中埋設することとし、新設される管理道においても極力地中埋設する。 ・造成により生じた裸地部のうち、保守管理用地については緑化により地表面の保護と車両の通行確保を図る。それ以外の裸地部については、可能な限り造成時の表土を活用し、植生の早期回復に努める。 ・道路脇等の排水施設は、落下後の這い出しが可能となるような設計を極力採用し、動物の生息環境の分断を低減する。 ・鳥類や昆虫類が夜間に衝突・誘引する可能性を低減するため、ライトアップは行わない。
	3. 予測・評価	事業実施に際して、上記に記載された環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による地域を特徴づける生態系への一時的な影響並びに地形改変及び施設の存在に伴う生態系への影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。
景観	1. 現況	対象事業実施区域が位置する宇和島市や愛南町は、愛媛県の南部であり、四国山脈が分岐した一本松地域の篠山支脈をはさんだ場所に位置している。また海岸部は「足摺宇和海国立公園」に面し、自然豊かな恵みを受け水産業や観光事業に恩恵を受けている。 対象事業実施区域周囲の視野角1度で視認できる範囲内の主要な眺望点の状況は、篠山、山出の棚田が確認された。
	2. 環境保全措置	・風力発電機の色については、周囲の環境になじみやすいように明度・彩度を抑えた塗色（グレー系）とする。 ・雑然とした印象を避けるため、風力発電機を直線的、かつほぼ等間隔に配置する。 ・付帯する送電線については可能な限り埋設する。 ・樹木の伐採を限定し、改変面積を最小化するとともに、法面等に種子吹付けを行うことによる修景を図る。
	3. 予測・評価	事業実施に際して、上記に記載された環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲で主要な眺望景観への影響が低減されているものと評価する。
	1. 現況	対象事業実施区域及びその周囲における、人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、篠山、篠山自然学習館が確認された。

人と自然との 触れ合いの 活動の場	2. 環境保全措置	<p><工事の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事関係者の通勤においては、乗り合い輸送の促進により、通勤車両台数の低減を図る。 ・工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数を低減する。 ・周辺道路の交通量を勘案し、可能な限りピーク時を避けるよう調整する。 ・定期的に会議等を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。 ・「御槇地区クロッカー大会」や「津島地域交流クロッカー大会」をはじめ、工事関係車両の主要な走行ルート周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場において催されるイベントについては、随時、関係機関等に確認し、アクセスが集中する可能性のあるイベントが工事日に開催される場合には、開催日の工事関係車両の走行をできる限り控える等、配慮する。 <p><土地又は工作物の存在及び供用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の機能を損なわないよう、風力発電機は主要な人と自然との触れ合いの活動の場から可能な限り離隔をとると共に、事業の実施に伴う土地の改変は最小限にとどめた計画とする。 ・土木工事の際には表土を工事後の施設の覆土として可能な限り再利用することで、植生の早期回復に努める。 ・風力発電機の色については、周囲の環境になじみやすいように明度・彩度を抑えた塗色(グレー系)とする。
	3. 予測・評価	事業実施に際して、上記に記載された環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設存在に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さいものと考えられ、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。
	廃棄物等	1. 現況
2. 環境保全措置		<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物は可能な限り有効利用に努め、発生量を低減する。 ・分別収集・再利用が困難な産業廃棄物は、専門の処理会社に委託し、適正に処理する。 ・地形等を十分考慮し、開発許可及び用地管理者との協議をもとに改変面積を最小限にとどめる。 ・掘削工事に伴う発生土は、埋め戻し、盛土及び敷き均しに利用し、対象事業実施区域内で再利用することにより、残土の発生を可能な限り低減する。
3. 予測・評価		事業実施に際して、上記に記載された環境保全措置を講じることにより、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土による影響は小さいものと考えられることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。
事後調査	<p>○大気環境 適切な点検・整備の実施等の実効性のある環境保全措置を講じるものの、実際の状況を把握するため、事後調査を実施する。 調査項目：風力発電施設の稼働に伴う騒音レベル及び超低周波音圧レベル</p> <p>○動物 環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設存在、施設の稼働による重要な種への影響は現時点において実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価される。ただし、施設の稼働によるコウモリ類及び鳥類への影響(バットストライク、バードストライク)については予測の不確実性の程度が大きいことから、事後調査を実施する。 調査項目：バットストライク・バードストライクに関する調査</p> <p>○植物 代償措置として行う移植については、対象種(シュスラン)の定着について不確実性の程度が大きいことから、移植後の事後調査を実施する。 調査項目：移植後の生育確認</p>	
その他特記事項		
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見・環境大臣意見	住民意見の概要及び事業者見解：平成28年度第12回風力部会資料 2-1-3参照 関係都道府県知事意見：平成28年度第20回風力部会資料 2-3参照 環境大臣意見：平成28年度第20回風力部会資料 2-4参照	
審査結果	環境審査顧問会風力部会の意見を聞いた上で、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するための意見を記載。	
備考	本審査書は事業者から届出された環境影響評価準備書を基に作成したものである。	